

～相続税網羅シリーズ第3弾（全3回）～
相続税申告後の問題に決着をつける対処法まとめ

令和2年6月15日

大阪市北区東天満 1 丁目 11 番 9 号 和氣ビル 4 階
税理士 山本和義
TEL06-6355-4637 FAX06-6355-4638
<http://taxfamily.or.jp/>

相続税の申告期限後の対策

はじめに

相続税の申告業務と並行して、遺産整理業務のお手伝いも欠かせません。遺言書で遺言執行者の定めがないと、被相続人名義の預貯金や株式等の名義変更では金融機関所定の書類に相続人全員の署名が求められます。その場合、金融機関によっては氏名だけの自書ではだめで、住所その他の項目についても本人がすべての箇所に自書しないとだめとするところもあり、高齢の相続人にとっては金融機関の数が多いと大変なご苦勞をおかけすることになります。そのため、相続対策では遺言書の作成と遺言執行者の定めは必須の項目と考えられます。

不動産の相続登記は一般的には司法書士に一任する事例が多いと思いますが、登記費用をケチって登記を先延ばししようとする人もいます。しかし、そのまま放置しておく、次の相続が開始し、当初の遺産分割協議書や印鑑証明書が散逸して相続登記ができなくなってしまうリスクも高くなります。相続登記はぜひしておくようアドバイスが欠かせません。

一方、相続税においては、相続税の申告期限までに遺産分割協議が調わず、相続税の申告書に「申告期限後3年以内の分割見込書」を添付して申告をしている場合、申告期限から3年以内に分割協議が調ったら、「更正の請求」又は「修正申告」などの手続きが必要となります。しかし、申告期限後3年以内に分割協議が調わなかったら、申告期限後3年を経過する日の翌日から2か月以内に「遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書」を提出して、税務署長の承認を受けなければなりません。

また、相続税の税務調査は、申告期限から1年経過後に行われる事例が多く、相続税の申告の調製に当たり、名義預金や名義株式など重点的に調査が実施されるものと思われる項目について十分に精査しておかなければなりません。

さらに、一人住まいであった被相続人の居住用不動産を譲渡する場合の特例や、相続税の申告期限後3年以内に譲渡した場合の「相続財産の取得費加算の特例」も上手に活用したいものです。

なお、相続人に配偶者がいる場合には、第二次相続における対策の提案と実行も怠りなくしておきたいものです。

このように、相続税の申告業務は、相続税の申告だけにとらわれずに、相続人にとって、相続した財産の管理・運用方法の見直しや、第二次相続対策の出発点でもあります。ご縁を得て、相続税の申告のお手伝いをしたら、その相続人の次の世代までしっかりとフォローをしていかなければならないと思います。

そこで、今回は、相続税の申告期限後の対策について解説することとします。

なお、文中意見に渡る部分については私見ですので、念のため申し添えます。

令和2年6月 税理士 山本和義

1. 未分割による申告があった場合

すべての財産について、遺言書が残されていない場合に、相続税の申告期限までに遺産分割協議が調わないときには、未分割の状態でも相続税の申告を行うことになります。

その場合に、留意すべき点は以下のとおりです。

(1) 「申告期限後3年以内の分割見込書」を添付して申告

相続税の申告期限までに遺産分割協議が調わなかった場合には、以下のような相続税の申告に当たり不利益が生じます。

① 配偶者の税額軽減は分割された財産について適用を受けることができますから、未分割財産については適用を受けることができません。

② 小規模宅地等の特例の適用を受けることができません。

ただし、相続税の申告書に「申告期限後3年以内の分割見込書」を添付して提出しておき、相続税の申告期限から3年以内に分割された場合には、特例の適用を受けることができます（相規1条の6③二）。

なお、この分割見込書の提出がなかった場合でも、その添付がなかったことについて税務署長がやむを得ない事情があると認めるときは、この規定を適用することができます（相法19条の2④）。

(2) 3年以内に分割協議が調った場合

分割協議の成立を知った日の翌日から4か月以内に、税務署長に対して更正の請求をすることになります。

この場合、配偶者の税額軽減や小規模宅地等の特例の適用を受けることができることから、更正の請求等によって当初申告より過大となった相続税の還付を請求することになります。

なお、「更正の請求」は行うことができる、とする規定であることからあえて更正の請求をしないこともできます（相法32条①）。

(3) 修正申告と税務署長による更正・決定

未分割遺産が分割されたことによって、申告した金額以上の遺産を取得することとなった場合には、修正申告をすることができます。そのため、修正申告をする義務はありません。

しかし、遺産分割によって取得した財産の額が、申告した金額未満であった者が、「更正の請求」に基づき更正を受けた場合において、当該請求をした者の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した他の者について修正申告書が提出されない場合には、税務署長は更正処分をすることとされています。

任意的な修正申告（相法 31 条①）

相続税の期限内申告書又は期限後申告書を提出した者（相続税について決定を受けた者を含む。）は、次のイ～ハまでに規定する事由が生じたため既に確定した相続税額に不足を生じた場合には、修正申告書を提出することができます。

イ 未分割遺産に対する課税の規定により分割されていない財産について民法の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従って課税価格が計算されていた場合において、その後その財産の分割が行われ、共同相続人又は包括受遺者がその分割により取得した財産に係る課税価格がその相続分又は包括遺贈の割合に従って計算された課税価格と異なることとなったこと。

ロ 民法の規定による認知、相続人の廃除又はその取消しに関する裁判の確定、相続の回復、相続の放棄の取消しその他の事由により相続人に異動を生じたこと。

ハ 遺留分による減殺の請求に基づき返還すべき、又は弁償すべき額が確定したこと。

ニ 遺贈に係る遺言書が発見され、又は遺贈の放棄があったこと。

ホ 物納手続きの規定により条件を付して物納の許可がされた場合（物納の許可の取消しの規定によりその許可が取り消され、又は取り消されることとなる場合に限る。）において、その条件に係る物納に充てた財産の性質その他の事情が生じたこと。

ヘ 上記イからホに規定する事由に準ずる事由が生じたこと。

相続税法の特則による更正の請求に基づき更正があった場合（相法 32 条①）

税務署長は、更正の請求に基づき更正をした場合において、当該請求をした者の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した他の者につき次に掲げる事由があるときは、当該事由に基づき、その者に係る課税価格又は相続税額の更正又は決定をすることとしています。

ただし、当該請求があった日から一年を経過した日と国税通則法の除斥期間の規定により更正又は決定をすることができないこととなる日とのいずれか遅い日以後においては、更正又は決定をすることができません。

① 当該他の者が相続税の期限内申告書（これらの申告書に係る期限後申告書及び修正申告書を含む。）を提出し、又は相続税について決定を受けた者である場合において、当該申告又は決定に係る課税価格又は相続税額（当該申告又は決定があった後修正申告書の提出又は更正があった場合には、当該修正申告又は更正に係る課税価格又は相続税額）が当該請求に基づく更正の基因となった事実を基礎として計算した場合におけるその者に係る課税価格又は相続税額と異なることとなること。

② 他の者が①に掲げる者以外の者である場合において、その者につき①の事実を基礎としてその課税価格及び相続税額を計算することにより、その者が新たに相続税を納付すべきこととなること。

(4) 3年経過しても分割協議が調わない場合

申告期限後3年を経過する日の翌日から2か月以内に「遺産が未分割であることについてやむを得ない事由（※）がある旨の承認申請書」を提出して、税務署長の承認を受けた場合に限り、3年経過した後でも、更正の請求により①配偶者の税額軽減制度、及び②小規模宅地等の特例の適用を受けることができます。

3年経過する日の翌日から2か月以内にこの承認申請書の提出を失念した場合には、認められませんので、注意が必要です。

やむを得ない事情及び分割ができることとなった日（相令4条の2①）

- ① 申告期限の翌日から3年を経過する日において、当該相続又は遺贈に関する訴えの提起がされている場合には、判決の確定又は訴えの取下げの日その他当該訴訟の完結の日（同項第1号）。
- ② 申告期限の翌日から3年を経過する日において、当該相続又は遺贈に関する和解、調停又は審判の申立てがされている場合には、和解若しくは調停の成立、審判の確定又はこれらの申立ての取下げの日その他これらの申立てに係る事件の終了の日（同項第2号）。
- ③ 申告期限の翌日から3年を経過する日において、当該相続又は遺贈に関し、民法第907条第3項若しくは第908条の規定により遺産の分割が禁止され、又は同法第915条第1項ただし書の規定により相続の承認若しくは放棄の期間が延長されている場合には、当該分割の禁止がされている期間又は当該延長がされている期間が経過した日（同項第3号）。
- ④ 上記①、②及び③のほか、申告期限の翌日から3年を経過する日までに分割されなかったこと及び当該財産の分割が遅延したことにつき税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、その事情の消滅の日（同項第4号）。

(5) 遺産が全部未分割の場合の相続税の申告

遺産の全部が未分割である場合で、特別受益を受けた相続人がいるときの相続税の課税価格の計算は以下のようになります。

【設例】

1. 被相続人 父（令和2年4月死亡）
2. 相続人 長男・二男・三男
3. 遺産の内容 預貯金等 13,000万円・債務等 4,500万円
4. その他 相続税の申告期限内に遺産分割協議は調わなかった
5. 特別受益 長男は8年前に事業資金として現金5,000万円を父から贈与を受けている

【遺産の全部が未分割の場合の課税価格の計算例】

（単位：円）

項目		合計	長男	二男	三男
①	分割済み財産の総額	—	—	—	—
②	未分割財産の総額	130,000,000	—	—	—
③	特別受益の額	50,000,000	50,000,000	—	—
④	特別受益加算後の遺産総額 (①+②+③)	180,000,000	—	—	—
⑤	法定相続分	1	1/3	1/3	1/3
⑥	法定相続分の価額 (④×⑤)	180,000,000	60,000,000	60,000,000	60,000,000
⑦	分割済み財産と特別受益の 合計額 (①+③)	50,000,000	50,000,000	—	—
⑧	未分割財産に対する具体的 相続分の価額 (⑥-⑦)	130,000,000	10,000,000	60,000,000	60,000,000
⑨	具体的相続分の割合	1	10/130	60/130	60/130
⑩	未分割財産の取得可能額 (②×⑨)	130,000,000	10,000,000	60,000,000	60,000,000
⑪	債務控除額 (注)	45,000,000	10,000,000 (15,000,000)	17,500,000 (15,000,000)	17,500,000 (15,000,000)
⑫	課税価格 (①+⑩-⑪)	85,000,000	0	42,500,000	42,500,000

(注) 債務控除の計算上、未分割債務については民法900条から902条に規定する相続分で承継したものと計算することとしています。その際、承継する債務の控除不足額は、他の共同相続人から均等に負担するとして債務控除額の上積みをしたところで申告しても差し支えないこととされています。

相続税の申告書を提出する場合において、各共同相続人間においてまだ遺産分割協議が調っていないときは、民法の規定による相続分に従って財産を取得したものととして各共同相続人の課税価格を計算することとされています。

設例では、父の遺産が未分割であるところから民法の相続分に従って各人の取得財産価額を算出しますが、長男は父から特別受益となる生前贈与を受けているので、そのよるべき相続分は民法 903 条の「特別受益者の相続分」であり、この相続分によって各人の取得財産価額を計算することとなります。

なお、民法 903 条の特別受益者の相続分は、積極財産に適用する相続分とされており、相続債務については、この相続分での承継は債権者に対抗できないことと解されています。

そこで、相続税法基本通達 13-3 では、その債務控除の計算上、未分割債務については民法 900 条から 902 条に規定する相続分で承継したものととして計算することとしています。（その後、負担する債務の金額が確定したときは、その金額を基として、相続税の課税価格を計算し直すことができます。）

コラム 積上げ方式と穴埋め方式

相続税の課税価格の計算方法には、①積上げ方式と、②穴埋め方式があります。積上げ方式というのは、新たに出てきた財産をとりあえず法定相続分で分けたことにして、申告するというものです。兄弟 2 人で、後から 4,000 万円の遺産が出てきたら、それぞれ 2,000 万円ずつ相続したのとして課税価格を決めようという方式です。

穴埋め方式は、仮に長男が先に 1,000 万円を相続していたら、遺産は全体で 5,000 万円であると考えます。この場合、法定相続分は各々 2,500 万円となります。しかし、長男は 1,000 万円を先に相続しているから、追加して相続する分は 1,500 万円となります。残りの 2,500 万円は弟が相続すると考えて、課税価格を決めるという方式です。

(6) 遺産が一部未分割の場合の配偶者の税額軽減

遺産の一部が分割され残余が未分割である場合、各共同相続人は、他の共同相続人に対し遺産全体に対する自己の相続分に応じた価額相当分から既に分割を受けた遺産の価額を控除した価額相当分についてその権利を主張することができます。相続税法 55 条に規定する相続分の割合とは、共同相続人が他の共同相続人に対して、その権利を主張することができる持分的な権利の割合をいうものと解され（平成 17 年 3 月 17 日裁判）、その場合には、「穴埋め方式」によって相続税の課税価格を計算することとされています。

この穴埋め方式による相続税の課税価格の計算に当たっては、次の点に留意する必要があります。

- ① 小規模宅地等の特例の計算や特定事業用資産の特例など、相続税における特例として遺産の価額を減算したものは、その適用前の価額によること。
- ② 債務の金額は考慮しない。
- ③ 相続税法に基づくみなし相続財産は考慮しない。（相続税法 55 条の計算の後に加算する。）

【設例】

1. 被相続人 父（令和 2 年 4 月死亡）

2. 相続人 母・長男

3. 相続財産と遺産分割

現金 2 億円（母が相続）・不動産 3 億円（未分割）・債務 1 億円（負担者未定）

4. 遺産分割

相続税の申告期限後において、長男が不動産を相続し、債務については母が負担することになった。

5. 一部未分割による期限内申告と、申告期限後に分割協議が調って申告をやり直す場合
（単位：万円）

	期限内申告（一部未分割）			分割協議成立後に申告をやり直す場合		
	母	長男	合計	母	長男	合計
分割済財産（現金）	20,000	—	20,000	20,000	—	20,000
未分割財産（不動産）	5,000	25,000	30,000	—	30,000	30,000
債務	△5,000	△5,000	△10,000	△10,000	—	△10,000
課税価格	20,000	20,000	40,000	10,000	30,000	40,000
相続税の総額	10,920		10,920	10,920		10,920
各人の算出税額	5,460	5,460	10,920	2,730	8,190	10,920
配偶者の税額軽減	△5,460	—	△5,460	△2,730	—	△2,730
納付税額	0	5,460	5,460	0	8,190	8,190

配偶者に対する相続税額の軽減は、相続税の申告書の提出期限までに分割されている財産に限って適用され、未分割財産に対応する税額は配偶者の税額軽減の対象になりません。そのため、配偶者の税額軽減を受ける場合の課税価格の計算をするにあたって、分割財産と未分割財産があるときは、債務の金額は、納税者有利の原則に従い、まず、未分割財産の価額から控除し、控除しきれないときに分割財産の価額から控除することとされています。

なお、配偶者が代償分割により他の相続人に対して代償財産の引渡債務を負担する場合には、分割財産の価額から先に控除します。これは、代償分割に伴う債務は、遺産分割に伴う各人の取得財産の調整のために生じたものであるからです。

一部分割の場合の配偶者の税額軽減において、その後、分割協議が調った場合の修正申告及び更正の請求については、修正申告が任意とされていることから、この設例の場合には、修正申告及び更正の請求をしないことが有利な選択となります。

(7) 第一次相続の遺産が未分割で第二次相続が数年後に発生した場合の更正の請求

第一次相続が未分割のままの状態、第二次相続が開始した場合に、第二次相続の申告期限までに第一次相続の遺産分割協議が調わなかったときは、第一次相続における未分割財産は、第二次相続の被相続人が法定相続分によって相続したものとして第二次相続の課税価格に加算して相続税を計算することとされています。

その後、第一次相続について遺産分割協議が調った場合には、相続税法 32 条（更正の請求の特則）によって、更正の請求や修正申告ができると規定されています。しかし、第二次相続の被相続人が、第一次相続の遺産を法定相続分と異なる金額を取得することになると、第二次相続の相続税も過不足が生じることになります。この場合、第二次相続における相続税については、更正の請求や修正申告をすることができるのか設例で検討します。

【設例】

1. 第一次相続の被相続人 父（平成 26 年 3 月死亡）
2. 父の相続人 母・長男・長女
3. 父の遺産の額 3 億円（令和 2 年 4 月において未分割となっている）
4. 第二次相続の被相続人 母（令和元年 5 月死亡）
5. 母の相続人 長男・長女
6. 母固有の財産 2 億円（父からの相続財産を除く）は法定相続分どおり分割相続した
7. 父の相続に係る遺産分割（令和 2 年 6 月に分割協議が調った）
母 0 円、長男 2 億円、長女 1 億円

8. 第一次相続の申告

(単位：万円)

	期限内申告（未分割）			分割協議が調った後の申告		
	母	長男	長女	母	長男	長女
遺産の額	15,000	7,500	7,500	0	20,000	10,000
相続税の総額	5,720			5,720		
各人の算出税額	2,860	1,430	1,430	0	3,813	1,907
配偶者の税額軽減	(注) 0	-	-	-	-	-
納付税額	2,860	1,430	1,430	0	3,813	1,907
合計	5,720			5,720		

(注) 配偶者の税額軽減は、未分割の遺産に係る財産については適用を受けることができません。

9. 第二次相続の申告

(単位：万円)

	期限内申告（父の遺産が未分割）		父の遺産分割が調った後の申告	
	長男	長女	長男	長女
父の遺産の額	7,500	7,500	-	-
母固有の遺産の額	(注 1) 8,570	(注 1) 8,570	10,000	10,000
課税価格	16,070	16,070	10,000	10,000
相続税の総額	7,776		3,340	
各人の算出税額	3,888	3,888	1,670	1,670
相次相続控除	(注 2) △730	(注 2) △730	-	-
納付税額	3,158	3,158	1,670	1,670
通算相続税	12,036		9,060	

(注 1) $(20,000 \text{ 万円} - 2,860 \text{ 万円}) \times 1/2 = 8,570 \text{ 万円}$ (注 2) $2,860 \text{ 万円} \times (10 \text{ 年} - 5 \text{ 年}) \times 17,500 \text{ 万円} \div 35,000 \text{ 万円} = 730 \text{ 万円}$

上記の設例の場合、父の相続については、分割協議が調ったことから修正申告又は更正の請求を行うことができます。しかし、未分割による期限内申告と分割協議が調った後の申告のいずれであっても納付税額は変わりません。

一方、母の相続の場合には、父の遺産が母の相続の申告期限（令和2年3月）までに未分割であるときは、父の未分割財産を法定相続分によって母が相続したものととして申告することになります。しかし、その後、父の遺産分割協議が調って母の相続の相続税の課税価格や相続税が過大となっても、相続税法32条（更正の請求の特則）において、更正の請求ができる旨が規定されていません。

そのため、税務署長に対して減額更正を行うよう嘆願書を提出して、職権更正によって相続税の還付を受けるようにします。

(8) 未分割のまま株式を相続し、その後、会社分割を行う

被相続人が株式を所有していた場合に、遺産分割協議が調うまでの間は、その株式は共同相続人による準共有状態になっているため早めの遺産分割が必須となります。

その場合、単純に株式を共同相続人間で均等に分割することになると、会社の意思決定に支障がでることが予想されます。一方、特定の相続人が議決権の過半数を有する遺産分割案では分割協議が調わないことも起こり得ます。

そこで、会社分割の手法を使って、各相続人が単独で相続した会社の議決権の過半数が得られるようにする、又は、会社が相続人間における共有状態にならないよう、以下のような方法が考えられます。

【設例】

1. 被相続人 父（令和2年4月死亡）

2. 相続人 長男・二男

3. 相続財産

甲株式会社の株式（甲が100%所有）のみで、甲株式会社は賃貸不動産を多数所有している。

4. 遺産分割

長男及び二男は、甲株式会社を会社分割して、それぞれが分割後の会社を単独で支配したいと考えています。

5. 具体策

法人税法上の適格会社分割を行うことを前提に、以下のような方法が考えられます。

① 甲株式会社の株式を長男及び二男が1/2ずつ相続し、その後、会社分割を行う。

② 甲株式会社の株式を未分割のまま相続し、その状態のまま会社分割を行う。その後、分割会社及び分割承継会社の株式を遺産分割する。

6. 検証

① 甲株式会社の株式を1/2ずつ長男及び二男が分割相続した場合には、その後、甲株式会社を会社分割しても、適格会社分割とするためには、分割会社及び分割承継会社の株式は、長男及び二男がそれぞれ1/2ずつ所有することとなります。その場合、長男が主宰する会社では、二男が所有する株式を無議決権株式に変更すれば、長男が単独で会社を運営することが可能となります。（二男が主宰する会社については、長男が所有する株式を同様に無議決権株式に変更します。）

この場合、日常の会社運営には支障が生じないと考えられますが、M&Aなどによって会社を譲渡する場合や、解散・清算するときなどでは、残余財産等の分配などの問題が生じることが予想されます。

② 甲株式会社の株式が未分割の状態で会社分割すると、分割会社及び分割承継会社も準共有状態となります。その後、それらの会社の株式の遺産分割を行い、例えば、分割会社

の株式は長男が、分割承継会社の株式は二男が相続することとすれば、会社をそれぞれが単独で株式を所有することができます。

コラム 会社分割の税務

法人が分割により資産及び負債の移転をしたときは、原則として分割法人が時価により資産及び負債を分割承継法人に譲渡したものと取扱われます。しかし、当該分割が適格分割に該当する場合には、特例として資産及び負債の移転にかかる譲渡損益が繰延べられます。

また、分割には分割型分割と分社型分割があり、分割対価が最終的に分割法人株主に交付されるものを分割型分割といい、分割対価が分割法人に交付されるものを分社型分割といいます。

完全支配関係（※）にある分割型分割の場合には、以下の要件を満たす必要があります。

① 分割対価要件

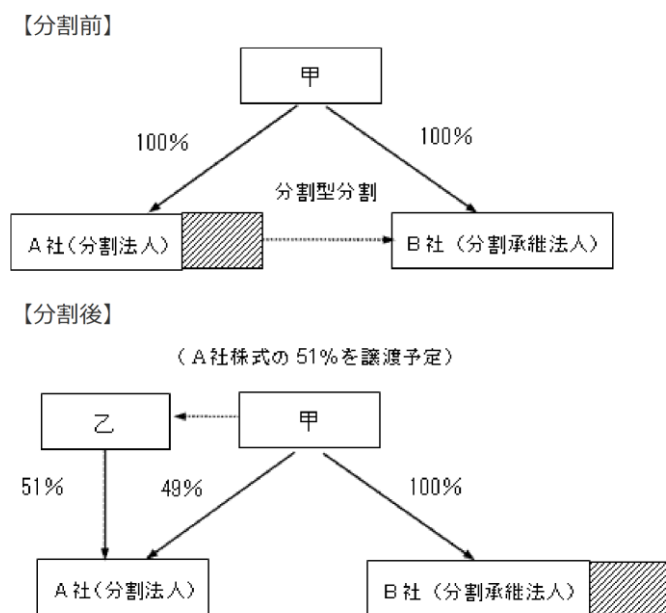
分割の対価として分割承継法人株式等以外の資産が交付されないこと（分割型分割にあつては、分割法人の株主の分割法人株式保有割合に応じて交付されるものに限る）。

② 株式継続保有要件

分割型分割により交付される分割承継法人株式等のうち支配株主（分割直前に分割法人との間に支配関係がある株主）に交付されるものの全部が支配株主により継続して保有されることが見込まれていること。

※ 完全支配関係とは、一の者が法人の発行済株式等の全部を直接若しくは間接に保有する一定の関係（以下「当事者間の完全支配の関係」）又は一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係をいいます。この完全支配関係の判定における「一の者」とは、その者が個人である場合には、「その者」及び「その者の親族等」をいいます。

【完全支配関係継続要件】



本件分割後に、甲（同一の者）とB社（分割承継法人）との間に甲による完全支配関係が継続することが見込まれていますので、同一の者による完全支配関係継続要件を満たします。

なお、甲とA社（分割法人）との間の完全支配関係の継続見込みは要件とされていないので、たとえ本件分割後に甲においてA社株式（分割法人株式）の譲渡を予定していたとしても、同一の者による完全支配関係継続要件を満たすか否かの判断に影響を及ぼすものではありません。

2. 相続税の税務調査

相続税の税務調査は、国税庁の報告書によると年間約1万2千件ほど実施されています。相続税の申告件数のうち、課税価格が3億円超の件数は年間約8千件ほど、課税価格2億円超の件数は約1万6千件ほどとなっています。

そのため、課税価格3億円超の申告については、ほぼ全件税務調査の対象になると考えられ、課税価格2億円超の申告についても税務調査を受ける確率は高いと思われます。

税務調査を受けた件数のうち、申告漏れ件数は約1万件ほどで、調査件数に対して85%ほどが修正申告という結果になっています。

(1) 相続税の税務調査の概要（令和元年12月発表）

《相続税の調査事績》（直近5年分）

項目	平成26事務 年度	平成27事務 年度	平成28事務 年度	平成29事務 年度	平成30事務 年度
(1) 調査件数	12,406件	11,935件	12,116件	12,576件	12,463件
(2) 調査件数のうち申告漏れ件数	10,151件	9,761件	9,930件	10,521件	10,684件
(3) 同上のうち重加算税賦課件数	1,258件	1,250件	1,300件	1,504件	1,762件
(4) 申告漏れ課税価格	3,296円	3,004億円	3,295億円	3,523億円	3,538億円
(5) 同上のうち重加算税賦課対象	433億円	458億円	540億円	576億円	589億円
(6) 申告漏れ税額（本税）	583億円	503億円	616億円	676億円	610億円
(7) 調査による加算税額	87億円	80億円	101億円	107億円	98億円
(8) 申告漏れ割合（(2)/(1)）	81.8%	81.8%	82.0%	83.7%	85.7%
(9) 重加算税賦課割合（(3)/(2)）	12.4%	12.8%	13.1%	14.3%	16.5%
(10) 申告漏れ1件当たりの課税 価格（(4)/(1)）	2,657万円	2,517万円	2,720万円	2,801万円	2,838万円
(11) 申告漏れ1件当たりの税額 （(6)+(7)/(1)）	540万円	489万円	591万円	623万円	568万円

(注) (4)の金額は、申告漏れ財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人からの生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。

○海外資産関連事案の調査事績（直近5年分）

項目	平成26事務 年度	平成27事務 年度	平成28事務 年度	平成29事務 年度	平成30事務 年度
(1) 調査件数	847件	859件	917件	1,129件	1,202件
(2) 調査件数のうち申告漏れ件数	640件	643件	699件	884件	975件
(3) 同上のうち重加算税賦課件数	63件	49件	67件	84件	117件
(4) 申告漏れ課税価格	382億円	229億円	284億円	490億円	340億円
(5) 同上のうち重加算税賦課対象	25億円	26億円	28億円	36億円	29億円
(6) 1件当りの申告漏れ課税価格 (4)/(2)	5,965万円	3,567万円	4,061万円	5,537万円	3,491万円

* (2) ~ (6) の数値は、国内資産に係る非違も含めた計数を示している。

* 海外資産関連事案とは、①相続又は遺贈により取得した財産のうちに海外資産が存するもの、②相続人、受遺者又は被相続人が日本国外に居住する者であるもの、③海外資産等に関する資料情報があるもの、④外資系金融機関との取引のあるもののいずれかに該当する事案をいう。

○無申告事案の調査事績（直近5年分）

項目	平成26事務 年度	平成27事務 年度	平成28事務 年度	平成29事務 年度	平成30事務 年度
(1) 調査件数	866件	863件	971件	1,216件	1,380件
(2) 調査件数のうち申告漏れ件数	661件	655件	751件	1,025件	1,232件
(3) 非違割合 ((2)/(1))	84.3%	75.9%	77.3%	84.3%	89.3%
(4) 申告漏れ課税価格	876億円	824億円	866億円	987億円	1,148億円
(5) 申告漏れ本税額	59億円	43億円	58億円	72億円	82億円
(6) 加算税	14億円	10億円	11億円	16億円	19億円
(7) 合計	72億円	53億円	69億円	88億円	101億円
(8) 1件当たり申告漏れ課税価格 (4)/(1)	10,088万円	9,543万円	8,914万円	8,117万円	8,320万円
(9) 1件当たり追徴税額 (7)/(1)	834万円	619万円	708万円	722万円	731万円

〔平成 25 事務年度から 29 事務年度の調査に基づく申告漏れ相続財産額の種類別内訳（構成比）〕（単位：億円、％）

	種 類	土 地	家 屋	有価証券	現金・預貯金	その他	合 計
平成 26	財産額	414	54	490	1,158	1,125	3,241
事務年度	構成比	12.8	1.7	15.1	35.7	34.7	100.0
平成 27	財産額	410	64	364	1,036	1,071	2,945
事務年度	構成比	13.9	2.2	12.4	35.2	36.3	100.0
平成 28	財産額	383	56	535	1,070	1,189	3,233
事務年度	構成比	11.9	1.7	16.5	33.1	36.8	100.0
平成 29	財産額	410	62	527	1,183	1,289	3,470
事務年度	構成比	11.8	1.8	15.2	34.1	37.1	100.0
平成 30	財産額	422	69	388	1,268	1,327	3,474
事務年度	構成比	12.2	2.0	11.2	36.5	38.1	100.0

平成 30 事務年度（平成 30 年 7 月～令和元年 6 月）の相続税の調査については、平成 28 年中に発生した相続を中心に、国税局及び税務署で収集した資料情報を基に、申告額が過少であると想定されるものや、申告義務があるにもかかわらず無申告となっていることが想定されるものなどに対して実施されました。

相続税調査事績によれば、相続税の税務調査を受けた件数のうち約 86%が修正申告となっています。1 件当りの追徴税額は 568 万円ですが、延滞税を加えると、約 583 万円ほどの税額になると思われます。申告漏れ財産のうち、現金・預貯金及び有価証券は 47.7%となっていることから、相続税の税務調査は金融資産が中心であることが分かります。特に、被相続人名義の預貯金や株式ではないものの、名義預金等として課税されている場合が多いと思われます。

一方、申告漏れ財産のうち土地が 12.2%とかなりのウェイトを占めていますが、土地に関しては申告漏れというより評価方法に問題があったことによる修正であると推測します。

3. 税務調査を受けて修正申告を行う場合の対応策

相続税の税務調査の概要（令和元年 12 月発表）によると、相続税の税務調査を受けた場合、調査件数の占める修正申告の割合は 85.7%、申告漏れ件数に占める重加算税割合は 16.5%となっています。

そこで、修正申告を行う際の対応策については、以下のようなものが考えられます。

（1）修正申告に係る附帯税の軽減

相続税の税務調査において発見された未分割財産について、修正申告書を提出する際に未分割財産のまま修正申告を行うのか、分割協議を調べてから修正申告をするのかによる税負担の差異について、設例で解説します。

【設例】 過少申告加算税の場合

1. 被相続人 母（平成 30 年 4 月 1 日死亡）
2. 相続人 長男・長女
3. 母の遺産 3 億円
4. 遺産分割 法定相続分によって相続する
5. 相続税 6,920 万円
6. 母の税務調査の結果 4,000 万円の相続人名義の預金が母の相続財産と認定された
7. 修正申告書の提出 令和 2 年 4 月 1 日に提出し、相続税を納税した
 - （1） 6 の相続財産については、未分割財産として修正申告書を提出し、その後、遺産分割協議が調い長男が全額相続することとなったため、長男は修正申告書を、長女は更正の請求書を提出した
 - （2） 6 の相続財産については、長男がすべて相続することとする遺産分割協議を行い、修正申告書を提出した

8. 修正申告書（又は更正の請求）提出による納付税額

（単位：万円）

	未分割で申告⇒分割して修正申告・更正の請求				分割して修正申告	
	修正申告（未分割）		修正申告・更正の請求		長男	長女
	長男	長女	長男	長女		
当初申告	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
修正申告	2,000	2,000	4,000	—	4,000	—
課税価格	17,000	17,000	19,000	15,000	19,000	15,000
相続税の総額	8,520		8,520		8,520	
各人の算出税額	4,260	4,260	4,761	3,759	4,761	3,759
当初申告に係る納税額	3,460	3,460	3,460	3,460	3,460	3,460
修正申告に係る追徴税額	800	800	1,301	299	1,301	299
過少申告加算税	80	80	(※1) 80	(※2) 30	130	30
延滞税（概算）	22	22	(※1) 22	(※2) 8	35	8
追徴税額合計	902	902	1,403	337	1,466	337
合計	1,804		1,740		1,803	

(※1) 長男に対する過少申告加算税及び延滞税は、未分割遺産が分割されたことにより、当初申告と異なる課税価格となったことから、修正申告に係る過少申告加算課税及び延滞税は、当初の修正申告で課された過少申告加算税及び延滞税から増額しません。

(※2) 長女に対する過少申告加算税及び延滞税は、分割後の追徴税額に対する加算税に及び延滞税に減額されます。

9. 解説

未分割遺産が分割されたことに基づき長男が修正申告書を提出したときは、その修正申告には正当な理由がある（平成12年事務運営指針・参照）と認められ、過少申告加算税は課されません。また、延滞税の計算については、未分割遺産が分割されたことにより課税価格が異なることとなった場合の修正申告においては、相続税の法定納期限の翌日からその修正申告書の提出があった日までの期間は、延滞税の額の計算の基礎となる期間に算入されない（相法51②）こととされています。

一方、長女は更正の請求によって、修正申告における追徴税額が減額されたことに伴い、当初の修正申告に係る過少申告加算税及び延滞税については、減額部分の附帯税（加算税、利子税および延滞税）は取消されます。（「相続税を課した未分割遺産が、その後協議分割された場合、減額更正した相続税の附帯税の処理について」参照）

その結果、修正申告書の提出前に分割協議が調った場合と、修正申告の提出後に分割協

議が調ったときとを比較すると、後者の方が長女の過少申告加算税及び延滞税が一部取消されることになり 63 万円税負担は少なくなります。

課資 2-264

平成 12 年 7 月 3 日

相続税、贈与税の過少申告加算税及び無申告加算税の取扱いについて（事務運営指針）

第 1 過少申告加算税の取扱い

（過少申告の場合における正当な理由があると認められる事実）

1. 通則法第 65 条の規定の適用に当たり、例えば、納税者の責めに帰すべき事由のない次のような事実は、同条第 4 項に規定する正当な理由があると認められる事実として取り扱う。

(1) 略

(2) 略

(3) 相続税の申告書の提出期限後において、次に掲げる事由が生じたこと。

イ 相続税法（以下「法」という。）第 51 条第 2 項各号に掲げる事由

ロ 略

ハ 略

(4) 略

第 2 以下「略」

徴管 2-33

直資 2-9

直審（資）2 昭和 44 年 3 月 31 日

大阪国税局長 殿

国税庁長官

相続税を課した未分割遺産が、その後協議分割された場合、減額更正した相続税の附帯税の処理について

未分割遺産が共同相続人等の協議により分割されたことに基づく相続税額の減額更正の効果は、その相続税が確定した当初にそ及するものと解すべきである。したがって、納付すべき相続税額を計算の基礎として課する相続税の附帯税（加算税、利子税および延滞税）についても当然に減額を要することになる。

なお、上記により相続税の附帯税について減額を行った場合において、その減額部分の附帯税を他の相続人等にいわゆる賦課換えを行うことについては、遺産取得者課税方式を採用している現行相続税法のもとではできないものと解するのが妥当であるから申し添える。

(2) 配偶者がいる場合の修正申告（過少申告対象）の留意点

修正申告を行う場合に、申告漏れ財産について、未分割の状態では修正申告を行うのか、それとも分割して修正申告するのかによって追徴課税される税額に差異が生じます。

もちろん、それに連動して附帯税の負担も異なってきます。

未分割で修正申告した後において、分割協議が調って修正申告による取得金額が、実際に取得した金額と異なることになっても、さらなる修正申告をする必要はありません。ただし、共同相続人のうち更正の請求によって相続税の還付を受けた者がいる場合には、任意とされている修正申告を提出しない場合には、税務署長によって更正されます。

そこで、以下の設例で申告漏れ財産について、未分割のまま、又は分割して修正申告するかによる相続税額の負担の差異を確認します。

【設例】

1. 当初申告

(1) 被相続人 父（平成 30 年 4 月死亡）

(2) 相続人 母・長男（50 歳）

(3) 相続財産

① その他財産 5 億円（1/2 ずつ分割して相続）

② 生命保険金 母は生命保険金を 2,200 万円受取った。

③ 債務 2 億円（母が 1.5 億円・長男が 5,000 万円承継）

④ 生前贈与 長男へ以下の贈与を行っている

平成 28 年 530 万円（贈与税 54 万円）

平成 29 年 相続時精算課税贈与 2,500 万円（平成 30 年の価額も同額）

⑤ 特別受益

母は父から、贈与税の配偶者控除の適用を受けて、平成 29 年に居住用財産（2,000 万円：平成 30 年の価額も同額）の贈与を受けている。

(4) 相続税の申告

(単位：万円)

	母	長男	合計
その他の財産	25,000	25,000	50,000
生命保険金	2,200	—	2,200
同上非課税金額	△1,000	—	△1,000
相続時精算課税贈与	—	2,500	2,500
債務	△15,000	△5,000	△20,000
生前贈与加算	—	530	530
課税価格	11,200	23,030	34,230
相続税の総額	8,612		8,612
各人の算出税額	2,818	5,794	8,612
贈与税額控除	—	△54	△54
配偶者の税額軽減	△2,818	—	△2,818
納付税額	0	5,740	5,740

2. 税務調査による修正申告

令和2年に税務調査を受け、申告漏れ財産2億円（過少申告対象）について修正申告をすることとなった。

その場合、未分割による修正申告か、分割協議を調べて（申告漏れ財産を1/2ずつ相続する）修正申告するかの税負担の差異は、以下のようになります。

（単位：万円）

項目		未分割による修正申告			分割による修正申告		
		母	長男	合計	母	長男	合計
①	当初申告による分割 済み財産の総額	25,000	25,000	50,000	25,000	25,000	50,000
②	相続時精算課税適 用財産価額	—	2,500	2,500	—	2,500	2,500
③	申告漏れ財産の額	—	—	20,000	10,000	10,000	20,000
④	特別受益の額	2,000	—	2,000	—	—	—
⑤	3年内の贈与加算額	—	530	530	—	530	530
⑥	特別受益加算後の遺 産総額（①+②+③ +④+⑤）	—	—	75,030	—	—	—
⑦	法定相続分	1/2	1/2	1	—	—	—
⑧	法定相続分の価額 （⑥×⑦）	37,515	37,515	75,030	—	—	—
⑨	分割済財産と特別受 益の合計額 （①+②+④+⑤）	27,000	28,030	55,030	—	—	—
⑩	未分割財産に対する 具体的相続分の価額 （⑧-⑨）	10,515	9,485	20,000	—	—	—
⑪	具体的相続分の割合	10515/20000	9485/20000	1	—	—	—
⑫	未分割財産の取得可 能額（③×⑪）	10,515	9,485	20,000	—	—	—
⑬	みなし相続財産の価 額（※1）	1,200	—	1,200	1,200	—	1,200
⑭	債務控除額（※2）	△15,000	△5,000	△20,000	△15,000	△5,000	△20,000
	課税価格 （①+②+⑤+⑫+ ⑬-⑭）	21,715	32,515	54,230	21,200	33,030	54,230

相続税の総額	17,114		17,114	17,114		17,114
各人の算出税額	6,853	10,261	17,114	6,690	10,424	17,114
贈与税額控除額	—	△54	△54	—	△54	△54
配偶者の税額軽減額（※）	△6,853	—	△6,853	△6,690	—	△6,690
当初申告の算出税額	0	△5,794	△5,794	0	△5,794	△5,794
修正申告による納付税額	0	4,413	4,413	0	4,576	4,576

※ 配偶者の税額軽減を受ける場合の課税価格の計算をするにあたって、分割財産と未分割財産があるときは、債務の金額は、納税者有利の原則に従い、まず、未分割財産の価額から控除し、控除しきれないときに分割財産の価額から控除することとされています。

この設例の場合、配偶者の分割済課税価格は、10,515万円－15,000万円＝△4,485万円、(25,000万円＋1,200万円)－4485万円＝21,715万円となり、分割して修正申告する場合の分割済課税価格の額よりも大きくなることから、配偶者の税額軽減額が多くなります。

(3) 配偶者による相続財産の仮装隠ぺいがあった場合の修正申告

配偶者の税額の軽減とは、被相続人の配偶者が遺産分割や遺贈により実際に取得した正味の遺産額が、次の金額のどちらか多い金額までは配偶者に相続税はかからないという制度です。

- ① 1億6千万円
- ② 配偶者の法定相続分相当額

この配偶者の税額軽減は、配偶者が遺産分割などで実際に取得した財産を基に計算されることになっています。また、この制度の対象となる財産には、仮装又は隠蔽されていた財産は含まれません。

配偶者が相続財産を仮装隠ぺいしていた場合に、その財産を配偶者が取得しても配偶者の税額軽減の対象にならないし、かつ、重加算税や延滞税も課されます。

しかし、申告漏れ財産が未分割である場合には、未分割の遺産は穴埋め方式によって各相続人の課税価格を求めることとしているため、修正申告をしても仮装隠ぺいしていた配偶者に対するペナルティが、仮装隠ぺい財産を分割して修正申告する場合と比較して軽減されることもあります。

そのことを設例で検証します。

【設例】

1. 当初申告

(1) 被相続人 父（平成30年4月死亡）

(2) 相続人 母・長男（50歳）

(3) 相続財産

① その他財産 5億円（1/2ずつ分割して相続）

② 生命保険金 母は生命保険金を2,200万円受取った。

③ 債務 2億円（母が1.5億円・長男が5,000万円承継）

④ 生前贈与 長男へ以下の贈与を行っている

平成28年 530万円（贈与税54万円）

平成29年 相続時精算課税贈与2,500万円（平成30年の価額も同額）

⑤ 特別受益

母は父から、贈与税の配偶者控除の適用を受けて、平成29年に居住用財産（2,000万円：平成30年の価額も同額）の贈与を受けている。

(4) 相続税の申告

(単位：万円)

	母	長男	合計
その他の財産	25,000	25,000	50,000
生命保険金	2,200	—	2,200
同上非課税金額	△1,000	—	△1,000
相続時精算課税贈与	—	2,500	2,500
債務	△15,000	△5,000	△20,000
生前贈与加算	—	530	530
課税価格	11,200	23,030	34,230
相続税の総額	8,612		8,612
各人の算出税額	2,818	5,794	8,612
贈与税額控除	—	△54	△54
配偶者の税額軽減	△2,818	—	△2,818
納付税額	0	5,740	5,740

2. 税務調査による修正申告

令和2年に税務調査を受け、申告漏れ財産2億円（母が仮装隠ぺいしていた）について修正申告をすることとなった。

その場合、未分割による修正申告か、分割協議を調べて（申告漏れ財産を1/2ずつ相続する）修正申告するかの税負担の差異は、以下のようになります。

（単位：万円）

項目		未分割による修正申告			分割による修正申告		
		母	長男	合計	母	長男	合計
①	当初申告による分割 済み財産の総額	25,000	25,000	50,000	25,000	25,000	50,000
②	相続時精算課税適 用財産価額	—	2,500	2,500	—	2,500	2,500
③	申告漏れ財産の額	—	—	20,000	10,000	10,000	20,000
④	特別受益の額	2,000	—	2,000	—	—	—
⑤	3年内の贈与加算額	—	530	530	—	530	530
⑥	特別受益加算後の遺 産総額（①+②+③ +④+⑤）	—	—	75,030	—	—	—
⑦	法定相続分	1/2	1/2	1	—	—	—
⑧	法定相続分の価額 （⑥×⑦）	37,515	37,515	75,030	—	—	—
⑨	分割済財産と特別受 益の合計額 （①+②+④+⑤）	27,000	28,030	55,030	—	—	—
⑩	未分割財産に対する 具体的相続分の価額 （⑧-⑨）	10,515	9,485	20,000	—	—	—
⑪	具体的相続分の割合	10515/20000	9485/20000	1	—	—	—
⑫	未分割財産の取得可 能額（③×⑪）	10,515	9,485	20,000	—	—	—
⑬	みなし相続財産の価 額（※1）	1,200	—	1,200	1,200	—	1,200
⑭	債務控除額（※2）	△15,000	△5,000	△20,000	△15,000	△5,000	△20,000
	課税価格 （①+②+⑤+⑫+ ⑬-⑭）	21,715	32,515	54,230	21,200	33,030	54,230

相続税の総額	17,114		17,114	17,114		17,114
各人の算出税額	6,853	10,261	17,114	6,690	10,424	17,114
贈与税額控除額	—	△54	△54	—	△54	△54
配偶者の税額軽減(※3)	△4,306	—	△4,306	△2,818	—	△2,818
当初申告の算出税額	0	△5,794	△5,794	0	△5,794	△5,794
修正申告による納付税額	2,547	4,413	6,960	3,872	4,576	8,448

(※1) みなし相続財産は、生命保険金や退職手当金等の非課税相当額(法定相続人数×500万円)を控除した後のものを、相法第55条に基づき計算した価額に加算することとされています。

(※2) 債務について共同相続人の合意により分割の対象とした場合を除き、(具体的な財産の分配や代償金の算定において考慮はされるものの)一般に遺産分割の対象とならず、また、債務控除の規定は、実際に負担する金額を債務控除の対象とするものであることから、上記により算出した各人の取得財産の価額から債務を控除すれば足り、相法第55条の適用上、考慮する必要はありません。

(※3) 配偶者の税額軽減額の計算

(1) 未分割による修正申告の場合

配偶者の税額軽減を受ける場合の課税価格の計算をするにあたって、分割財産と未分割財産があるときは、債務の金額は、納税者有利の原則に従い、まず、未分割財産の価額から控除し、控除しきれないときに分割財産の価額から控除することとされています。

この設例の場合、配偶者の分割済課税価格は、10,515万円－15,000万円＝△4,485万円、(25,000万円＋1,200万円)－4,485万円＝21,715万円となり、当初申告の分割済課税価格の法定相続分(34,230万円×1/2)以上となります。その結果、配偶者の税額軽減額は4,306万円に増加します。

《未分割による修正申告に係る配偶者の税額軽減額の計算》

① 仮装隠ぺい額を控除した後の課税価格 34,230万円

② 配偶者の法定相続分相当額 ①×1/2＝17,115万円

③ 配偶者に係る相続税の課税価格

$$(25,000万円＋1,200万円)－(15,000万円－10,515万円)＝21,715万円$$

分割財産の価額から債務・葬式費用を控除します。債務・葬式費用は未分割財産から控除し、控除しきれない金額は分割財産から控除します。

④ ②<③ ∴17,115万円

⑤ ①に係る相続税の総額 8,612万円

⑥ 配偶者の税額軽減額

$$⑤×(④÷①)＝4,306万円<6,853万円(配偶者の算出税額) ∴4,306万円$$

(2) 分割して修正申告をする場合

配偶者の税額軽減額の計算において、配偶者が仮装隠ぺいした財産に係るものを除くとされていること

から、以下のように計算されます。

$$8,612 \text{ 万円} \times (21,200 \text{ 万円} - 10,000 \text{ 万円}) \div (54,230 \text{ 万円} - 20,000 \text{ 万円}) = 2,818 \text{ 万円}$$

この結果、配偶者の税額軽減額は当初申告における金額と同額となります。

《分割による修正申告に係る配偶者の税額軽減額の計算》

- ① 仮装隠ぺい額を控除した後の課税価格 34,230 万円
- ② 配偶者の法定相続分相当額 ① \times 1/2=17,115 万円
- ③ 配偶者に係る相続税の課税価格
(25,000 万円+1,200 万円+10,000 万円) - 15,000 万円=21,200 万円
21,200 万円-10,000 万円(仮装隠ぺい額) = 11,200 万円
- ④ ②<③ ∴11,200 万円
- ⑤ ①に係る相続税の総額 8,612 万円
- ⑥ 配偶者の税額軽減額
⑤ \times (④ \div ①) = 2,818 万円 < 6,690 万円(配偶者の算出税額) ∴2,818 万円

3. 居住用財産の譲渡の特例

(1) 被相続人の居住用財産（空き家）を譲渡したときの特例

相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等を、平成28年4月1日から令和5年12月31日までの間に売って、一定の要件に当てはまるときは、譲渡所得の金額から最高3,000万円まで控除することができます。

① 特例の対象となる「被相続人居住用家屋」

相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋で、次の3つの要件すべてに当てはまるもの（主として被相続人の居住の用に供されていた一の建築物に限ります。）をいいます。

イ 昭和56年5月31日以前に建築されたこと。

ロ 区分所有建物登記がされている建物でないこと。

ハ 相続の開始の直前において被相続人以外に居住をしていた人がいなかったこと。

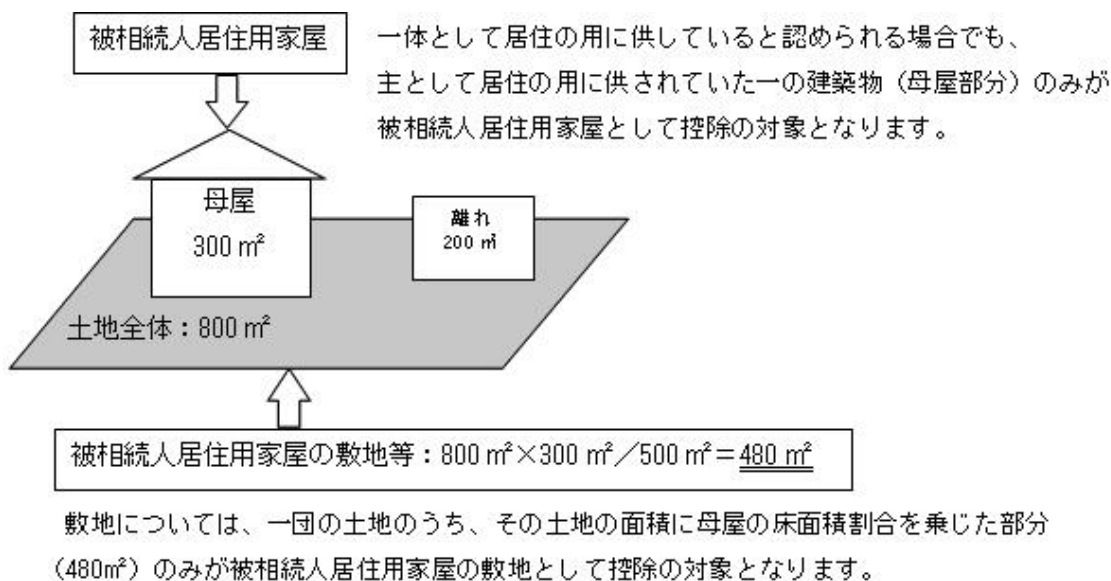
なお、要介護認定等を受けて老人ホーム等に入所するなど、特定の事由により相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていなかった場合で、一定の要件を満たすときは、その居住の用に供されなくなる直前まで被相続人の居住の用に供されていた家屋（以下「従前居住用家屋」といいます。）は被相続人居住用家屋に該当します。

② 特例の対象となる「被相続人居住用家屋の敷地等」

相続の開始の直前（従前居住用家屋の敷地の場合は、被相続人の居住の用に供されなくなる直前）において被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地又はその土地の上に存する権利をいいます。

なお、相続の開始の直前（従前居住用家屋の敷地の場合は、被相続人の居住の用に供されなくなる直前）においてその土地が用途上不可分の関係にある2以上の建築物（母屋と離れなど）のある一団の土地であった場合には、その土地のうち、その土地の面積にその2以上の建築物の床面積の合計のうちの一の建築物である被相続人居住用家屋（母屋）の床面積の占める割合を乗じて計算した面積に係る土地の部分に限ります。

【事例】被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等の範囲



③ 特例を受けるための適用要件

(1) 売った人が、相続又は遺贈により被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等を取得したこと。

(2) 次のイ又はロの売却をしたこと。

イ 相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋を売るか、被相続人居住用家屋とともに被相続人居住用家屋の敷地等を売ること。

(注) 被相続人居住用家屋は次の2つの要件に、被相続人居住用家屋の敷地等は次の(イ)の要件に当てはまる必要があります。

(イ) 相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていなかったこと。

(ロ) 譲渡の時において一定の耐震基準を満たすものであること。

ロ 相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋の全部の取壊し等をした後に被相続人居住用家屋の敷地等を売ること。

(注) 被相続人居住用家屋は次の(イ)の要件に、被相続人居住用家屋の敷地等は次の(ロ)及び(ハ)の要件に当てはまる必要があります。

(イ) 相続の時から取壊し等の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていなかったこと。

(ロ) 相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていなかったこと。

(ハ) 取壊し等の時から譲渡の時まで建物又は構築物の敷地の用に供されていなかったこと。

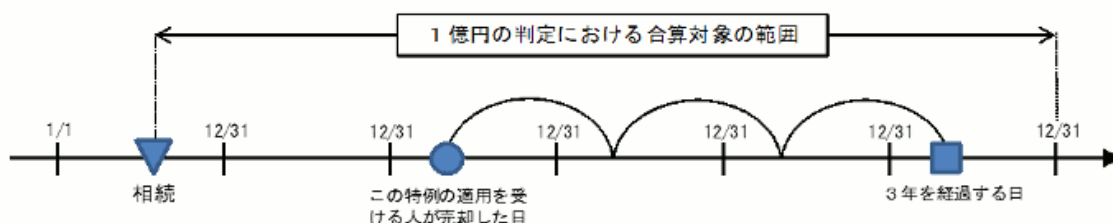
(3) 相続の開始があった日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに売るこ

と。

(4) 売却代金が 1 億円以下であること。

この特例の適用を受ける被相続人居住用家屋と一体として利用していた部分を別途分割して売却している場合や他の相続人が売却している場合における 1 億円以下であるかどうかの判定は、相続の時からこの特例の適用を受けて被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等を売却した日から 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までの間に分割して売却した部分や他の相続人が売却した部分も含めた売却代金により行います。

このため、相続の時から被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等を売却した年までの売却代金の合計額が 1 億円以下であることから、この特例の適用を受けていた場合であっても、被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等を売却した日から 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までにこの特例の適用を受けた被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等の残りの部分を自分や他の相続人が売却して売却代金の合計額が 1 億円を超えたときには、その売却の日から 4 か月以内に修正申告書の提出と納税が必要となります。



(5) 売った家屋や敷地等について、相続財産を譲渡した場合の取得費の特例や収用等の場合の特別控除など他の特例の適用を受けていないこと。

(6) 同一の被相続人から相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等について、この特例の適用を受けていないこと。

(7) 親子や夫婦など特別の関係がある人に対して売ったものでないこと。

特別の関係には、このほか生計を一にする親族、家屋を売った後その売った家屋で同居する親族、内縁関係にある人、特殊な関係のある法人なども含まれます。

【令和 2 年 4 月 8 日死亡の場合の譲渡の期限】

特例の区分	譲渡の期限	期限の概要
空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例	令和 5 年 12 月 31 日	相続開始のあった日から 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日まで
相続財産を譲渡した場合の取得費の特例	令和 6 年 2 月 8 日	相続開始のあった日の翌日から相続税の申告期限の翌日以後 3 年を経過する日まで

(2) 被相続人と同居していた者が取得し譲渡する

マイホーム（居住用財産）を売ったときは、所有期間の長短に関係なく譲渡所得から最高 3,000 万円まで控除ができる特例があります。

この特例の適用要件は、以下のとおりです。

① 自分が住んでいる家屋を売るか、家屋とともにその敷地や借地権を売ること。なお、以前に住んでいた家屋や敷地等の場合には、住まなくなった日から 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに売ること。

(注) 住んでいた家屋又は住まなくなった家屋を取り壊した場合は、次の 2 つの要件全てに当てはまる必要があります。

イ その敷地の譲渡契約が、家屋を取り壊した日から 1 年以内に譲渡契約が締結され、かつ、住まなくなった日から 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに売ること。

ロ 家屋を取り壊してから譲渡契約を締結した日まで、その敷地を貸駐車場などその他の用に供していないこと。

この場合の「居住の用に供していた家屋」とは、当該家屋をその所有者として居住の用に供していたことを要件とするものですから、かつて当該家屋を居住の用に供していた個人が、当該家屋を居住の用に供さなくなったのちに相続によりその所有権を取得し、一度も居住することなく譲渡した場合には、この特例の適用は認められないことに注意が必要です。

② 売った年の前年及び前々年にこの特例（「被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例」によりこの特例の適用を受けている場合を除きます。）又はマイホームの譲渡損失についての損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けていないこと。

③ 売った年、その前年及び前々年にマイホームの買換えやマイホームの交換の特例の適用を受けていないこと（生活の本拠としている居住用財産の譲渡が毎年行われることはまれであること及び特別控除方式（課税繰延方式ではない）を採用していることから、最高 3 年に一度と限定されています。）。

④ 売った家屋や敷地について、収用等の場合の特別控除など他の特例の適用を受けていないこと。

⑤ 災害によって滅失した家屋の場合は、その敷地を住まなくなった日から 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに売ること。

⑥ 売手と買手が、親子や夫婦など特別な関係でないこと。

特別な関係には、このほか生計を一にする親族、家屋を売った後その売った家屋で同居する親族、内縁関係にある人、特殊な関係のある法人なども含まれます。

なお、10年を超えて所有していたマイホームを売った場合には、3,000万円の特別控除と軽減税率を併用することができます。

● 軽減税率の表

課税長期譲渡所得金額（＝ A）	所得税の税額（※）	住民税の税額
6,000万円以下	$A \times 10\%$	$A \times 4\%$
6,000万円超	$(A - 6,000 \text{万円}) \times 15\% + 600 \text{万円}$	$(A - 6,000 \text{万円}) \times 5\% + 240 \text{万円}$

（※）平成25年から令和19年までは、復興特別所得税として基準所得税額の2.1%がそれぞれ加算されます。

（3）特例を有効に活用するための遺産分割

① 被相続人の居住用財産（空き家）を譲渡する場合

一定の要件を満たす被相続人居住用家屋又はその敷地については、相続又は遺贈により取得した者が一定の期間内に譲渡すると、譲渡所得の金額から最高3,000万円まで控除することができます。

この場合の3,000万円は、相続又は遺贈によって取得した者一人当たり適用される金額の上限であることから、譲渡益が3,000万円を超えると予想される場合には、複数の者が取得することでこの特別控除をフルに活用することができます。

【設例】

1. 被相続人居住用不動産

① 譲渡価額 7,000万円

② 取得費 1,000万円

2. 相続人 長男・長女・二男

3. 遺産分割

ケース1 長男が1人で相続

ケース2 3人が共有で相続

4. 譲渡税

・ケース1の場合

$(7,000 \text{万円} - 1,000 \text{万円}) - 3,000 \text{万円} = 3,000 \text{万円}$

$3,000 \text{万円} \times 20.315\% \div 609 \text{万円}$

・ケース2の場合

$(7,000 \text{万円} - 1,000 \text{万円}) \times 1/3 - 3,000 \text{万円} < 0 \text{万円}$

譲渡税は課されない。

② 被相続人と同居していた者が相続して譲渡する

被相続人と同居していた者が居住用不動産を取得し、その後、譲渡すると居住用財産の譲渡の特例の適用を受けることができます。また、被相続人と同居していなかった相続人が、被相続人が所有していた居住用不動産を取得した場合には、その相続人が居住の用に供してから譲渡すれば同様に居住用財産の譲渡の特例の適用を受けることができます。

しかし、被相続人の居住用不動産に同居していなかった相続人が相続後に、その不動産に居住することは困難が伴うと思われることから、遺産分割においては、被相続人と同居していた相続人が相続し、他の相続人には代償金を交付するとする遺産分割にすれば、譲渡税を軽減させることにつながります。

【設例】

1. 被相続人 父（令和 2 年 4 月死亡）
2. 相続人 母・長男
3. 父の財産 土地及び建物（相続税評価額 4,000 万円・時価 5,000 万円）
4. その他
 - ① この土地及び建物には、父母が居住していた。長男は別に家を構えている。
 - ② 父から相続した不動産を第三者へ売却し、母と長男家族とが同居する予定。
 - ③ 土地及び建物の取得費は 1,000 万円で、被相続人の所有期間及び居住期間は 10 年超となっている。
5. 分割案
 - (1) 分割案 1
土地及び建物を母と長男で法定相続分（2 分の 1）どおり相続する。
 - (2) 分割案 2
土地及び建物は母が相続し、長男に代償金 2,500 万円支払う代償分割とする。

6. 効果の判定

① 相続税

相続税は<分割案 1>及び<分割案 2>のいずれの方法によっても、課税価格が 4,000 万円となり、基礎控除 4,200 万円以下のために課税されません。

② 相続した土地及び建物を 5,000 万円で譲渡した場合の譲渡税

<分割案 1>

(単位：万円)

	譲渡収入	取得費	特別控除	課税長期譲渡所得	譲渡税
母	2,500	500	3,000	0	0
長男	2,500	500	—	2,000	406(注)
合計	5,000	1,000	3,000	2,000	406

長男は、相続後に、相続した土地及び建物に一度も居住することなく譲渡しているため、居住用財産の 3,000 万円の特別控除の適用を受けることができません。

(注) $2,000 \text{ 万円} \times 20.315\% \div 406 \text{ 万円}$

<分割案 2>

(単位：万円)

	譲渡収入	取得費	特別控除	課税長期譲渡所得	譲渡税
母	5,000	1,000	3,000	1,000	142(注)

母は、相続による所有期間の引継ぎにより、所有期間 10 年超及び居住期間が 10 年以上の居住用財産を譲渡したことになり、3,000 万円の特別控除と軽減税率の両方の適用を受けることができます。

(注) $1,000 \text{ 万円} \times 14.21\% \div 142 \text{ 万円}$

③ 税引き後の手許現金の状況 (単位：万円)

	分割案 1	分割案 2
母	2,500	2,358
長男	2,094	(注) 2,500
合計	4,594	4,858

左のように、分割案 2 の方が譲渡まで考慮すると 264 万円有利になります。

(注) 分割案 2 では、長男は母から代償財産として 2,500 万円を受取っています。

③ 同一年中に 2 つの特例を併用する場合

同一年中において、被相続人の居住用財産 (空き家) の譲渡の特例と、居住用財産の特別控除 (3,000 万円) の特例を併用する場合の特別控除の限度額は 3,000 万円とされています。

そのため、譲渡する年を分けることで居住用財産の特別控除をより多く受けることができます。

【設例】

1. 甲は、被相続人の居住用財産（空き家）を相続し、その不動産と自己所有で自ら居住していた不動産を譲渡する予定です。

2. 譲渡収入等

① 居住用財産（空き家）の譲渡

収入金額 5,000 万円

取得費 1,000 万円

② 居住用財産の譲渡（所有期間が 10 年を超えている）

収入金額 4,000 万円

取得費 2,500 万円

3. 譲渡税

① 同一年中の譲渡の場合

$(5,000 \text{ 万円} - 1,000 \text{ 万円}) - 3,000 \text{ 万円} = 1,000 \text{ 万円}$

$(4,000 \text{ 万円} - 2,500 \text{ 万円}) - (3,000 \text{ 万円} - 3,000 \text{ 万円}) = 1,500 \text{ 万円}$

$1,000 \text{ 万円} \times 20.315\% + 1,500 \text{ 万円} \times 14.21\% \div 416 \text{ 万円}$

※ 自己の居住用財産の譲渡が「居住用財産の譲渡所得の軽減税率の特例」の適用を受けることができる場合の特別控除の順序については、納税者有利で申告することを認めています（措通 35-7）。

② 譲渡年が異なる場合

・居住用財産（空き家） $(5,000 \text{ 万円} - 1,000 \text{ 万円}) - 3,000 \text{ 万円} = 1,500 \text{ 万円}$

$1,500 \text{ 万円} \times 20.315\% \div 305 \text{ 万円}$

・居住用財産 $(4,000 \text{ 万円} - 2,500 \text{ 万円}) - 3,000 \text{ 万円} < 0 \text{ 円}$

譲渡税は課されない。

● 空き家の譲渡の特例と居住用財産の特別控除の特例の相違点

	被相続人の居住用財産（空き家）の譲渡の特例	居住用財産の特別控除（3,000万円）の特例
根拠条文	措法 35 条③	措法 35 条②
適用期限	令和 5 年 12 月 31 日までの譲渡	定めなし
譲渡者	相続又は遺贈により取得した人	居住していた人
家屋の要件	①昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたもの（区分所有建物を除く） ②相続の開始の直前において被相続人以外に居住をしていた人がいなかったこと	なし
譲渡の期限	相続の開始があった日から 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日まで	①住まなくなった日から 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日まで ②家屋を取り壊した日から 1 年以内に譲渡契約が締結され、かつ、住まなくなった日から 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日まで
譲渡価額の上限	売却代金の合計額が 1 億円以下	なし
居住用財産の範囲	母屋と離れの敷地の場合、母屋の敷地部分のみ	母屋と離れが一体として居住の用に供されていた場合、それらの敷地部分
利用状況	相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと	空き家にした後に賃貸などの用に供することも可。（ただし、家屋を取り壊してから譲渡契約を締結した日まで、その敷地を貸駐車場などの用に供していないこと。）
取得費加算の特例との併用	いずれかの特例の選択適用	併用できる
連年適用の制限	なし	前年又は前々年に居住用財産の特例等の適用を受けた場合には適用不可

※ 同一年分において、被相続人の居住用財産（空き家）を譲渡したときの特例と、居住用財産の特別控除の特例を併用する場合の特別控除の限度額は 3,000 万円となります。

4. 相続財産を譲渡した場合の取得費の特例

(1) 制度の概要

この特例は、相続又は遺贈により取得した財産を、相続開始のあった日の翌日から相続税の申告書の提出期限の翌日以後3年を経過する日までに譲渡した場合には、その譲渡した資産の取得費については、相続税額のうち一定額を譲渡所得の金額の計算上控除される取得費に加算することができるというものです（措法39条）。

① 特例を受けるための要件

- イ 相続や遺贈により財産を取得した者であること。
- ロ その財産を取得した人に相続税が課税されていること。
- ハ その財産を、相続開始のあった日の翌日から相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までに譲渡していること。

② 取得費に加算する相続税額

取得費に加算する相続税額は、次の算式で計算した金額となります。ただし、その金額がこの特例を適用しないで計算した譲渡益（土地、建物、株式などを売った金額から取得費、譲渡費用を差し引いて計算します。）の金額を超える場合は、その譲渡益相当額となります。

<算式>

$$\text{その者の相続税額} \times \frac{\text{〔その者の相続税の課税価格の計算の基礎とされたその譲渡した財産の価額〕}}{\text{〔その者の相続税の課税価格〕} + \text{〔その者の債務控除額〕}} = \text{取得費に加算する相続税額}$$

※ その者の相続税額は、原則として、納付すべき相続税額に、贈与税額控除額、相次相続控除額及び相続時精算課税の選択をした場合の贈与税額を加算した金額とされます。

【設例】

1. 被相続人 父（平成30年4月死亡）

2. 相続人 母・長男

3. 相続財産と遺産分割（相続税の計算）

（単位：万円）

	分割1		分割2	
	母	長男	母	長男
土地A	—	10,000	—	10,000
土地B	10,000	—	10,000	—
その他の財産	6,000	10,000	10,000	6,000
債務	—	△4,000	△4,000	

課税価格	16,000	16,000	16,000	16,000
相続税の総額	7,720		7,720	
各人の算出税額	3,860	3,860	3,860	3,860
配偶者の税額軽減額	△3,860	—	△3,860	—
納付税額	0	3,860	0	3,860

4. その他

長男は、令和2年4月にA土地を15,000万円で譲渡した。A土地は父が平成20年に12,000万円で取得している。

5. 相続税額の取得費加算額

① 分割1の場合

$$3,860 \text{ 万円} \times (10,000 \text{ 万円} \div (16,000 \text{ 万円} + 4,000 \text{ 万円})) = 1,930 \text{ 万円}$$

② 分割2の場合

$$3,860 \text{ 万円} \times (10,000 \text{ 万円} \div (16,000 \text{ 万円} + 0 \text{ 万円})) \div 2 = 2,413 \text{ 万円}$$

6. 譲渡税

① 分割1の場合

$$(15,000 \text{ 万円} - (12,000 \text{ 万円} + 1,930 \text{ 万円})) \times 20.315\% \div 2 = 217 \text{ 万円}$$

② 分割2の場合

$$(15,000 \text{ 万円} - (12,000 \text{ 万円} + 2,413 \text{ 万円})) \times 20.315\% \div 2 = 119 \text{ 万円}$$

以上の設例の場合、いずれの分割方法であっても納付すべき相続税の額に差異はありませんが、長男が相続した土地を譲渡することが想定されるときは、債務は母が承継することとする分割（分割2）によれば、債務を長男が承継する分割（分割1）方法よりも譲渡税は軽減されます。

(2) 非上場株式等の発行会社への譲渡の特例

相続又は遺贈により財産を取得した個人でその相続又は遺贈につき納付すべき相続税額がある(※)ものが、相続の開始があった日の翌日から相続税の申告書の提出期限の翌日以後3年を経過する日までの間に、相続税の課税の対象となった非上場株式をその発行会社に譲渡した場合においては、その人が株式の譲渡の対価として発行会社から交付を受けた金銭の額が、その発行会社の資本金等の額のうちその譲渡株式に対応する部分の金額を超えるときであっても、その超える部分の金額は配当所得とはみなされず、発行会社から交付を受ける金銭の全額が株式の譲渡所得に係る収入金額とされます(措法9条の7)。

(※)「納付すべき相続税額がある」とは、実際に納付する相続税額がある場合をいいます。したがって、相続税の課税価格の合計額が遺産にかかる基礎控除額を超えていて、その人に算出相続税額がある場合であっても、贈与税額控除額や相次相続控除額等があるために納付税額がゼロとなるときは、「相続税額がある場合」には該当しません。これは、相続税が納付できない者の救済を目的として特例だからです。

したがって、この場合には、発行会社から交付を受ける金銭の全額が非上場株式の譲渡所得に係る収入金額となり、その収入金額から譲渡した非上場株式の取得費及び譲渡に要した費用を控除して計算した譲渡所得金額の20.315%に相当する金額の所得税等が課税されます。

なお、その非上場株式を発行会社に譲渡する日までに「相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する届出書」を非上場株式の発行会社に提出し、発行会社は、発行会社の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に、譲り受けた日の属する年の翌年1月31日までに提出することが必要です(措令5条の2②)。

また、この場合の非上場株式の譲渡による譲渡所得金額を計算するに当たり、その非上場株式を相続又は遺贈により取得したときに課された相続税額のうち、その株式の相続税評価額に対応する部分の金額を取得費に加算して収入金額から控除することができます(措法39条)。

ただし、加算される金額は、この加算をする前の譲渡所得金額が限度となります。

相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する届出書（譲渡人用）

発行会社受付印 税務署受付印 令和 年 月 日 税務署長殿		譲渡人	住所又は居所	〒	電話	-	-	
			(フリガナ)					
			氏名	⑩				
			個人番号					
租税特別措置法第9条の7第1項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令第5条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。								
被相続人	氏名			死亡年月日	平成・令和 年 月 日			
	死亡時の住所又は居所							
納付すべき相続税額又はその見積額		円		(注)納付すべき相続税額又はその見積額が「0円」の場合にはこの特例の適用はありません。				
課税価格算入株式数								
上記のうち譲渡をしようとする株式数								
その他参考となるべき事項								

相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する届出書（発行会社用）

税務署受付印 令和 年 月 日 税務署長殿		発行会社	所在地	〒	電話	-	-	
			(フリガナ)					
			名称	⑩				
			法人番号					
上記譲渡人から株式を譲り受けたので、租税特別措置法施行令第5条の2第3項の規定により、次のとおり届け出ます。								
譲り受けた株式数								
1株当たりの譲受対価								
譲受年月日		平成・令和 年 月 日						

(注) 上記譲渡人に納付すべき相続税額又はその見積額が「0円」の場合には、当該特例の適用はありませんので、みなし配当課税を行うこととなります。この場合、届出書の提出は不要です。

※税務署 処理欄	法人課税部門	整理簿	確認印	資産回付	資産課税部門	通信日付印	確認印	番号
						年 月 日		

01.06 改正

(3) 未分割財産を譲渡した場合の相続税額の取得費加算の特例の適用可否

換価時に換価代金の取得割合が確定しておらず、後日分割される場合、譲渡所得は換価時における換価遺産の所有割合（＝法定相続分）により申告することになります。

なぜなら、①譲渡所得に対する課税はその資産が所有者の手を離れて他に移転するのを機会にこれを清算して課税するものであり、その収入すべき時期は、資産の引渡しがあった日によるものとされていること、②相続人が数人あるときは、相続財産はその共有に属し、その共有状態にある遺産を共同相続人が換価した事実が無くなるものではないこと、③遺産分割の対象は換価した遺産ではなく、換価により得た代金である、ことなどの事由によるものです。

ただし、所得税の確定申告期限までに換価代金が分割され、共同相続人の全員が換価代金の取得割合に基づき譲渡所得の申告をした場合には、その申告は認められます。

しかし、申告期限までに換価代金の分割が行われていない場合には、法定相続分により申告することとなりますが、法定相続分により申告した後にその換価代金が分割されたとしても、法定相続分による譲渡に異動が生じるものではありませんから、更正の請求等を行うことはできません。

一方、あらかじめ換価時までには換価代金の取得割合を定めている（分割済）場合には、各相続人は換価代金の取得割合と同じ所有割合で換価したのですから、その譲渡所得は、換価遺産の所有割合（＝換価代金の取得割合）に応じて申告することになります。

そこで、未分割の土地を売却して、その売却代金を分ける（換価分割）ことにして売却したものの、売却後もその分割協議が調わないような場合に、換価遺産の所有割合（＝法定相続分）により申告するときに、相続税額の取得費加算の特例の適用が可能な疑問が生じます。

措法第39条（相続財産に係る譲渡所得の課税の特例）は、この特例の適用要件には、①相続や遺贈により財産を取得した者であること、②その財産を取得した者に相続税が課税されていること、及び③その財産を相続開始のあった日の翌日から相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までに譲渡していることの三つの要件が求められていますが、譲渡した資産や他の相続財産が分割されていることは要件とされていません。

そのため、未分割の土地を売却しても一定の要件を満たすものであれば、取得費加算の特例の適用を受けることができます。

(4) 生前贈与加算の対象財産を譲渡した場合

相続税額の取得費加算の特例の適用の対象となる資産は、原則として、相続税の課税価格の計算の基礎に算入された資産そのものを譲渡した場合に限って適用があるとされています（措通 39-3）。

相続開始前 3 年以内に被相続人からの贈与（暦年課税）によって取得した土地が、相続税法第 19 条の規定に基づいて、相続税の課税価格に加算されたものであれば、その土地を売却したときは一定の要件を満たす場合には、相続税額の取得費加算の特例の適用を受けることができます。

5. 第二次相続対策

男女の平均余命と平均的な夫婦の歳の差を考慮すると、第二次相続（妻の相続）は10年以内に発生することが予想されます。そこで、第一次相続の申告業務に関わったら、第二次相続対策のコンサルティングも提案しておくようにします。

（1）相続対策の必要性を認識していても、何らの具体的な対策を実行しないまま相続を迎えてしまう事例も少なくないと思います。

そのため、多額の相続税が課されて相続税の過酷さを実感しているタイミングで、第二次相続対策を提案すれば意思決定がし易いと考えられます。

（2）相続発生後においても、遺産分割協議を工夫すれば相続税の軽減を図ることができますが、自ずと限界があります。第一次相続の遺産分割に深く関われば、第二次相続対策の依頼も期待できるところです。

（3）相続対策の業務は、相続税の申告だけでなく、遺産整理業務、高齢の配偶者の社会保障の負担額の軽減対策、及び共同相続人の所得税対策も守備範囲に入れて対応することが望ましいと思います。

第二次相続対策では、遺言書の作成の提案が重要で、遺言書が残されていて遺言執行者の定めがあれば、遺産整理業務がスムーズに進めることができます。

以上のような対応によって、相続税の申告業務が「単発事案」から「継続事案」へ変わり、相続業務が税務の分野だけでなく、その相続人の資産運用やライフプランにまで関わることとなります。